

様式第 1 (第 2 条第 1 項、第 6 条及び第 1 1 条関係)
登録 (登録の更新) 申請書

年 月 日

殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名 ㊟

工業標準化法第 5 7 条第 1 項 (第 5 9 条第 1 項、第 6 5 条第 1 項又は第 6 5 条第 2 項において準用する同法第 5 9 条第 1 項) の規定に基づき、下記のとおり (外国) 試験事業者の試験所の登録 (登録の更新) を受けるので、別紙書類を添えて申請します。

記

登録 (登録の更新) を受けようとする試験方法の区分	試験方法の区分の名称		
	製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号		
登録 (登録の更新) を受けようとする試験所	ふりがな		
	名称		
	ふりがな		
	所在地 (郵便番号)		
	電話番号		
関連する事務所	名称及び所在地		
別紙書類一覧	<p>○工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第 2 条第 1 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの (第 1 号) 2 製品試験の事業の概要及び業務の実績 (第 2 号イ) 3 製品試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項 (第 2 号ロ) 4 製品試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別 (第 2 号ハ) 5 製品試験の事業を行う施設の概要 (第 2 号ニ) 6 製品試験の事業を行う組織に関する事項 (第 2 号ホ) 7 製品試験の事業の実施の方法に関する事項 (第 2 号ヘ) 8 製品試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績 (第 2 号ト) 		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格に定める A 列 4 番とすること。

- 2 「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品に係る日本工業規格に規定する試験方法の名称を記入する。ただし、2以上の試験方法であって、重要な部分において異なるものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。
- 3 「製品試験に係る日本工業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本工業規格の番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が2以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。
- 4 「関連する事務所」の欄は、2以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。
- 5 登録の更新の申請において、すでに主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。
- 6 登録又は登録の更新の申請の際に、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第5条第3項又は第6条第4項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「○工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令第12条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。